

(翻訳)

海洋ごみの調査、防止及び削減に関する法律（米国）

横大道 聡

はじめに

2009年7月、日本において「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」、いわゆる「海岸漂着物処理推進法」が制定された¹。同法は、「海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策……に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」（1条）法律である。同法3条から8条に規定された基本理念にのっとり、政府により「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定され（9条、13条）、かかる基本方針に基づき、関係する都道府県により、基本計画が策定されるなど（14条）、現在、さまざまな施策が同法に基づいて講じられている²。

ところで、同法がいう「海岸漂着物等³」あるいはより広く「海洋ごみ（Marine debris）」が様々な仕方で我々の生活や環境、景観等に影響を及ぼし、日本に限

-
- 1 平成21年法律第82号。制定の経緯につき詳細は、宗像優「自民党の環境政策——漂着ごみ対策を事例として——」藤本一美編『日本の政治課題2000-2010』143頁（専修大学出版局、2010年）等を参照。
 - 2 危機管理という観点から法律や施策の評価・検討を試みるものとして、浅野一弘『日本政治をめぐる争点——リーダーシップ・危機管理・地方議会』第4章（同文館出版、2012年）を参照。
 - 3 同法において「海岸漂着物」とは、「海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物」をいい、「海岸漂着物等」とは、「海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物」をいうと定義されている（2条）。

らず世界中で問題となっていることは周知の事実であろう⁴。そうだとすれば、同じ問題を抱える諸外国の実践や法制度、国際的な取組等が、日本における対策を考えるに当たっても何らかの示唆を与えてくれるはずである。

そこで今回、2006年12月22日にアメリカで制定された「海洋ごみの調査、防止及び削減に関する法律⁵ (Marine Debris Research, Prevention, and Reduction Act)」を訳出することにした。アメリカでは様々な法令によって直接・間接に海洋ごみ問題に対処しているのであるが⁶、とりわけ同法は、直接に海洋ごみ問題を対象に制定された連邦法であり、日本においてもしばしば言及される法律でもあるため、制定後ある程度の時間が経過しているものの、同法を訳出することには少なからぬ意義があるのではないかと考えたためである⁷。同法は現在、合衆国法典第33編「公海及び可航水域」の第33A章「海洋ごみの調査、防止及び削減」の箇所 (§§1951-1958) に法典化されているので、こちらを訳出した。同法に基づく具体的な措置の概要や評価、あるいは同法以外の法令の紹介・検討については、今後の課題としたい。

なお本稿は、基盤研究 (C) 「海岸漂着物の処理対策と行政の危機管理」(研究課題番号: 23530178、宗像優・九州産業大学経済学部准教授代表) の成果の一部である。

4 問題状況の概要を知るには、小島あずさ・眞淳平「海ゴミ——拡大する地球環境汚染」(中央公論新社、2007年) 等が有益である。

5 Pub. L. 109 449, 120 Stat. 3333 (2006).

6 環境保護局のウェブサイト参照。http://water.epa.gov/type/oceb/marinedebris/lawsregs.cfm. より詳細なものとして、see INTERAGENCY REPORT ON MARINE DEBRIS SOURCES, IMPACTS, STRATEGIES & RECOMMENDATIONS, 50-57 (Aug. 2008), available at http://water.epa.gov/type/oceb/marinedebris/upload/2008_imdcc_marine_debris_rpt.pdf

7 海岸漂着物処理推進法の附則2には、「法律の施行後3年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という定めが置かれており、かかる検討のためにもアメリカの法律の翻訳には何らかの意義が認められると思われる。

合衆国法典第33編

第33A章「海洋ごみの調査、防止及び削減」

第1951条 目的

本章の目的は、次のとおりである。

- (1) 海洋ごみ並びに海洋ごみが環境及び航行安全に対して与える悪影響の確認、その原因の特定、評価、削減及び防止の推進、
- (2) 関係省庁間海洋ごみ調整委員会（Interagency Marine Debris Coordinating Committee）の再開、及び、
- (3) 連邦海洋ごみ情報センター（Federal marine debris information clearinghouse）の展開。

第1952条 米国海洋大気局海洋ごみ防止・除去プログラム

(a) プログラムの設立

米国海洋大気局内に、海洋ごみの発生並びに海洋環境及び航行安全に対する海洋ごみの悪影響の削減・防止のための海洋ごみ防止・除去プログラム（Marine Debris Prevention and Removal Program）を設立する。

(b) プログラムの構成内容

当該プログラムを通じて歳出予算の許容する範囲内で行動する局長は、次の活動を実行しなければならない。

(1) マッピング、確認、影響評価、除去及び防止

局長は、関連する連邦機関との協議の上、海洋生物資源及び航行安全に対して海洋ごみが提起する脅威に焦点を当てて、次の事項を含む海洋ごみのマッピング、確認、影響評価、防止及び除去に努めなければならない。

- (A) 環境保護庁（Environmental Protection Agency）及び沿岸警備隊（Coast Guard）といった連邦機関が保有する情報をもとに、海洋ごみの位置、物質、サイズ、時期及び発生源並びに生物環境、海洋生物資源、人間の健康及び航行安全に対する海洋ごみの影響を含む、合衆国可航水域及び合衆国排他的経済水域における海洋ごみとその影響についての分類表を作成し維持するための手続きの制定、
- (B) 海洋、大気、人工衛星及びリモートセンシングのデータの利用を含む、

合衆国可航水域、合衆国排他的経済水域及び公海における、海洋ごみの発生源、位置及び予想される動きを確認するための測定、及び、

- (C) 遺棄された漁業道具及び他の海洋ごみの除去のための地方又は地域プロトコルの開発を含む、合衆国可航水域及び合衆国排他的経済水域内における海洋ごみの防止及び除去のための方策、方法、計画の開発及び実施。

(2) 漁業道具の遺失の削減及び防止

局長は、漁業道具の遺失及び廃棄が海洋生物資源及び航行安全に対して与える悪影響を削減するために、次の事項を含む試みを推進しなければならない。

- (A) 海洋環境に対して脅威を与える漁業道具の代替となる道具、並びに遺失又は廃棄された道具の追跡、回収及び特定を容易にするために特定の漁業で使用される漁業道具に目印を付ける方法の調査及び開発、及び、
- (B) 漁業道具の遺失及び廃棄量の削減並びにその再生の援助のための、効果的かつ規制的でない連携的な方法及び誘因の開発。

(3) アウトリーチ

局長は、公衆並びに漁業産業、漁業道具製造業者その他海に依存した産業、並びにプラスチック及び廃棄物処理産業などの利害関係者に対し、海洋ごみの発生源、海洋ごみと結びついた脅威、海洋ごみ並びに海洋ごみが海洋環境及び航行安全に対して与える悪影響の確認、その原因の特定、評価、削減及び防止の研究手法について、公私イニシアティブを通じた活動を含む、アウトリーチ及び教育を実施しなければならない。局長は、本パラグラフのもとで行われるアウトリーチ及び教育活動につき、本編第1915条に基づいて実施されるアウトリーチ計画との調整を図らなければならない。

(c) 助成金、連携協定及び契約

(1) 総則

本プログラムに基づいて行動する局長は、本編1951条(1)で規定する目的を達成するためのプロジェクトに対し、連携協定又は契約の締結及び助成金という形式での財政的援助を行わなければならない。

(2) 助成金コストの分担要求

(A) 総則

本サブパラグラフ(B)で規定する場合を除き、本条に基づくいかなる助

成金のための連邦資金も、当該プロジェクトの総費用の50%を超えてはならない。本サブパラグラフの目的に照らし、プロジェクトに要する連邦以外のコスト負担分は、現物の寄附及び他の現金以外の支援によって提供することができる。

(B) 放棄

局長は、本サブパラグラフ（A）に基づく適合要件の全部又は一部につき、申請者が適合要件を満たすことができるようないかなる合理的な手段も存在しないと局長が決定した場合及び当該プロジェクトにより見込まれる利益が当該適合要件の有する公益を上回ると局長が決定した場合には、その全部又は一部を放棄することができる。

(3) 支出額及び契約に基づくサービス

(A) 同意判決及び命令

局長又は司法長官によって適切であると認定された場合には、本章のもとで遂行されるプロジェクトに要する連邦以外のコスト負担分のなかに、海洋ごみの除去又は防止に関する行政命令同意書^{訳注1}（Administrative order on consent）又は裁判所の同意判決^{訳注2}（Consent decrees）に従って支払われる金銭、又はそれらに基づいて提供される金銭以外のサービスの価値を含めることができる。

(B) 他の判決及び命令

本章のもとで遂行されるプロジェクトに要する連邦以外のコスト負担分のなかに、他のいかなる行政命令又は裁判所命令に従って支払われる金銭、若しくはそれらに従って提供される他のいかなる金銭以外のサービスの価値も、含めてはならない。

訳注1 行政命令同意書とは、環境保護庁と環境保護について潜在的な責任を有する当事者（potentially responsible parties）との間で正式に締結される法的文書であり、有害物質の除去活動や調査等、当該当事者の責任について規定するものである。See <http://www.epa.gov/oecaerth/cleanup/superfund/neg-type.html>

訳注2 同意判決とは、EPA及び司法省を通じて合衆国が、環境保護について潜在的な責任を有する当事者との間で締結する法的な合意であり、裁判所により正式に記録されるものである。行政命令同意書と同様の内容について規定するものであるが、同意判決の場合、連邦地方裁判所で承認・記録されることで最終決定される。同上ウェブサイト参照。

(4) 適格

海洋ごみの調査又は規制に影響を与える活動をする州、地方又は部族政府、並びに海洋ごみに関連する領域について知見を有する高等教育機関、非営利団体又は営利団体は、本件助成プログラムのもとで局長に対して海ごみについての提案を提出する適格を有する。

(5) 助成の基準及びガイドライン

局長は、2006年12月22日以降180日以内に、助成基準の設定及び助成の優先順位を含む、助成プログラムの実施のために必要なガイドラインを公布しなければならない。局長は、かかるガイドラインを作成するに際して、次の主体と協議しなければならない。

- (A) 関係省庁間委員会、
- (B) マグナソン・スティーンズ漁業保存及び管理に関する法律 (Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act) (合衆国法典第16編第1801条以下参照) により設立された地域漁業管理協議会 (regional fishery management councils)、
- (C) 海洋ごみの経験を有する、州、地域及び地方政府機関、
- (D) 海に依存した産業、及び、
- (E) 海洋ごみの調査、防止又は削減活動に携わる非政府組織。

(6) プロジェクトの審査と承認

局長は、次の行為をしなければならない。

- (A) 提案された各海洋ごみプロジェクトが、助成基準を満たすものであるか及び本章の目標を支持するものであるかを決定するための審査、
- (B) 当該審査に基づく書面による所見及び勧告を斟酌した後に、当該提案の承認又は不承認、及び、
- (C) 当該提案者に対する承認又は不承認の通知。

(7) プロジェクトの報告

本条による助成受領者は、局長から求められる定期的な報告をしなければならない。各報告は、プロジェクトで述べられた目標の進捗及び達成度並びに助成を受けた活動が海洋ごみプログラムに対する影響を評価するために、局長から求められるすべての情報を含むものでなければならない。

第1953条 沿岸警備隊プログラム

(a) 方策

沿岸警備隊隊長は、関係省庁間委員会と協議のうえ、次の行為をしなければならぬ。

- (1) 海洋汚染防止条約（MARPOL条約）附属書V（Annex V）及び船舶からのプラスチック及び他の廃棄物の投棄について定める船舶からの汚染防止に関する法律（Act to Prevent Pollution from Ships）（合衆国法典第33条1901条以下参照）に違反する行為を減少させその履行を推進するための行動。
- (2) 海洋汚染防止条約附属書V及び船舶からの汚染防止に関する法律（合衆国法典第33条1901条以下参照）の遵守について、費用効果の高い監視及び履行のための行動。他の連邦及び州の執行プログラムとの連携協力を通じたものを含む。
- (3) 海洋汚染防止条約附属書V及び合衆国のすべての港湾及びターミナルにおけるプラスチック及び他の廃棄物の処理場の妥当性の維持・監視について定める船舶からの汚染防止に関する法律第6条（合衆国法典第33条1905条）の要請の遵守を推進するための行動。自発的な官業パートナーシップを通じた推進を含む。
- (4) 産業及びレクリエーション船舶利用者との連携のもとでの、船舶からのごみの記録を含む管理及び船舶からのごみの受入施設へのアクセスの推進のためのプランの開発及び履行、
- (5) 海洋ごみを削減するための国際協力を推進するための行動、及び、
- (6) 客船経営者及びレクリエーション船舶利用者が、海洋ごみによって生じた船舶への損害及び航行妨害並びに発見したプラスチック及び他の海洋ごみの処理に関連する法令違反について自発的に報告するプログラムの確立。

(b) 報告書

沿岸警備隊隊長は、2006年12月22日以降180日を超えない期間内に、上院通商・科学・運輸上院委員会（the Committee on Commerce, Science, and Transportation

of the Senate) 及び下院運輸・インフラ整備委員会 (the Committee on Transportation and Infrastructure of the House of Representatives) に、(a) 項の履行に関する沿岸警備隊の進捗を評価した報告書を提出しなければならない。

(c) 外部評価及び附属書Vの勧告

(1) 総則

沿岸警備隊隊長は、全米研究評議会 (National Research Council) と協定を締結しなければならない。当該協定に基づき、全米研究評議会は、2006年12月22日以降18か月を超えない期間内に、沿岸警備隊隊長及び関係省庁間委員会と協議のうえ、上院通商・科学・運輸委員会、下院運輸・インフラ整備委員会に対して、海洋ごみ及びその影響を防止・削減するための国際的国内的な方法の有効性についての総合的な報告書を提出しなければならない。

(2) 内容

本パラグラフ (1) により求められる報告書は、次の事項を含むものでなければならない。

- (A) 海洋汚染防止条約附属書V及び船舶からの汚染防止に関する法律 (合衆国法典第33条1901条以下参照) の国際的国内的な履行の評価、並びに海洋ごみの影響を削減させるために、それらの履行及び遵守を推進するための費用対効果の高い活動の勧告、
- (B) 海洋ごみの影響をさらに削減させるために必要となる、国際法令及び国内法令の改正を含む、追加的な連邦又は国際的な活動の勧告、及び、
- (C) 西太平洋及び中部太平洋地域への影響に焦点を当てた、海洋ごみ発生に関する浮魚礁装置 (floating fish aggregation devices) の役割及び海洋ごみの影響を減少させるための現在の法的仕組みの評価。

第1954条 関係省庁間との連携

(a) 削除^{訳注3}

(b) 海洋ごみの定義

局長及び湾岸警備隊隊長は、(a) 項により設立された関係省庁間委員会と連携して、本章の目的に照らした「海洋ごみ」の定義を、規則により共同して展開及び公表しなければならない。

(c) 報告

(1) 海洋ごみの影響及び方策に関する関係省庁間報告

(A) 総則

関係省庁間委員会は、2006年12月22日以降12か月を超えない期間内に、委員長を通じて、上院通商・科学・運輸委員会並びに下院運輸・インフラ整備委員会に、次の事項を含む報告書を完成させて提出しなければならない。

- (i) 海洋ごみの発生源の特定、
- (ii) 生態及び経済に対する海洋ごみの影響、
- (iii) 海洋ごみの与える悪影響の削減、緩和、防止及び管理のための代替手段、
- (iv) 当該代替手段の社会的経済的な費用便益、及び、
- (v) 国内及び国際的に海洋ごみを削減するための勧告。

(B) 勧告

報告書は、次の事項についての方策及び勧告を含むものでなければならない。

- (i) 海洋ごみに関連する主要な問題に取り組むための優先的活動領域、
- (ii) 官民パートナーシップを通じたものを含む、海洋ごみの防止、削減、除去及び処理のための方策及び方法の開発、
- (iii) 効果的で連携した教育及びアウトリーチ活動の確立、及び、
- (iv) 海洋ごみ及び海洋ごみの与える悪影響の特定、発生源の確定、防止、削減、処理及び管理について、
連邦と沿岸州（この語は合衆国法典第16編第1453条で定義されている）、
インディアン部族及び地方政府との協同及び援助の確保。

訳注3 合衆国法典第33編第1914条の改正を規定するものであったため、法典化に際して削除された。

(2) 年次の進捗状況報告書

関係省庁間委員会は、2006年12月22日以降3年を超えない期間内に、そして以降は1年おきに、委員長を通じて、上院通商・科学・運輸委員会、下院運輸・インフラ整備委員会及び下院資源委員会^{訳注4} (Committee on Resources of House of Representatives) に対して、本章の目的に関する合衆国及び国際的な進捗状況を評価する報告書を提出しなければならない。本報告書は、次の事項を含むものでなければならない。

- (A) 関係省庁間委員会の勧告及び方策の履行状況並びにその有効性の分析、
- (B) 米国海洋大気局が管理する海洋ごみ分類表の要約、
- (C) 助成を受けたプロジェクト及び海洋ごみの削減・防止に関連する成果を含む、本編第1952条に基づく米国海洋大気局のプログラムの審査、
- (D) 海洋汚染防止条約の要請の執行及び遵守を含む、沿岸警備隊のプログラム及び海洋ごみの除去に関する成果の審査、及び、
- (E) 海洋ごみのために提供された連邦及び連邦政府以外の助成金の概算及び助成の必要性の優先度についての勧告。

第1955条 連邦情報センター

局長は、関係省庁間委員会と連携して、次の行為をしなければならない。

- (1) 研究者及び他の利害関係者が、共同研究及びデータの自由共有を通じて、海洋ごみの発生源の特定、データの共有及び監視の活動を推進するために利用可能となる、海洋ごみについての連邦の情報センターの維持、及び、
- (2) 本条のもとで局長の求めに応じて漁業業界が提出した情報のため、そうした情報（特に所有者情報）の機密性を確保するために必要な措置。

訳注 4 下院資源委員会は、2007年1月5日の第110議会の下院決議第6号により、下院天然資源委員会 (Committee on Natural Resources of House of Representatives) に改称されている。

第1956条 定義

本章では、次のように定義する。

（１）局長

「局長」とは、米国海洋大気局の局長をいう。

（２）関係省庁間委員会

「関係省庁間委員会」とは、本編第1914条によって設立された、関係省庁間海洋ごみ調整委員会をいう。

（３）合衆国排他的経済水域

「合衆国排他的経済水域」とは、1983年3月10日の大統領宣言第5030号によって設定された水域で、アメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間で1990年6月1日に署名された海洋境界協定の第3条（1）において「東部特別領域（eastern special areas）」として言及されている領域の海水域を含む水域をいう。

（４）海洋汚染防止条約、附属書V、国際協定

「海洋汚染防止条約」「附属書V」「国際協定」は、本編1901条（a）項で与えられた意味のものをいう。

（５）可航水域

「可航水域」とは、領海を含む、合衆国の海域をいう。

（６）領海

「領海」とは、1988年12月27日の大統領宣言第5928号において言及された合衆国の海域をいう。

（７）プログラム

「プログラム」とは、本編1952条によって設立された海洋ごみ防止・除去プログラムをいう。

（８）州

「州」とは、次のものをいう。

（A）海側境界線内又は五大湖側境界線で海洋ごみによって影響を受ける合衆国のすべての州、

- (B) コロンビア特別区、
- (C) アメリカ領サモア、グアム、北マリアナ諸島、プエルトリコ及びヴァージン諸島、並びに、
- (D) 海側境界線内において海洋ごみの影響を受ける、合衆国の他のすべての領域及び占有地又は合衆国と自由連合下にある独立主権国家。

第1957条 大陸棚外の領土に関する法律との関係

本章の規定は、大陸棚外の領土に関する法律（Outer Continental Shelf Lands Act）（合衆国法典第43編1331条以下参照）に基づく内務省長官の権限を上回る又は制限するものではない。

第1958条 歳出予算の承認

2006年から2010年までの各会計年度において、次の歳出予算を承認する。

- (1) 局長に対して、本編第1952条及び第1955条を履行するために、一千万ドル。管理費は、そのうちの10%を超えないものとする。
- (2) 沿岸警備隊が活動している省の長官に対して、本編第1953条を履行するために沿岸警備隊隊長が使用するために、二百万ドル。管理費は、そのうちの10%を超えないものとする。